		日号外	ページ
一八	預金保険法施行令第二十九条の四第二項第十号の規定に基づき、金融庁長官が適当と認める資産を指定する件	五44	五八
一九	預金保険法施行規則第三十六条第四項の規定に基づき、金融庁長官が指定するものを定める件	五44	五八
二〇	保険業法第二百九条の規定による届出に関する件	二〇	二
二一	金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件の一部を改正する告示	二〇60	八
二二	競売買の方法以外の方法による有価証券の売買等を定める件の一部を改正する件	二四	二
二三	銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失った件	二八67	一五五
二四	銀行法施行規則第十四条の二第二項の規定に基づき銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件	二八67	一五五
二五	連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件等の一部を改正する件	二八67	一五七
二六	銀行等の株式等の保有の制限に関する内閣府令第五条及び第七条第六項の規定に基づく銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整等を定める件の一部を改正する件	二八67	一五六
二七	銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件	二八67	一五九
二八	銀行法施行令第五条の二第二項第一号に規定する金融機関等を定める件等の一部を改正する件	三一69	一六二
	○金融庁、財務省		
三	預金保険機構が資金援助等に係る株式交換等の承認を行うための基準を定める件の一部を改正する件	五44	五八
四	特定破綻金融機関等の株式の他の金融機関等又は特定持株会社等による取得で当該特定破綻金融機関等の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な事項として金融庁長官及び財務大臣が定める件	五44	五八
五	預金保険機構が特定資金援助等に係る株式交換等の承認を行うための基準を定める件	五44	五八
六	特定承継金融機関等の株式の他の金融機関等又は特定持株会社等による取得で当該特定承継金融機関等の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な事項として金融庁長官及び財務大臣が定める件	五44	五九
七	預金保険機構が資産の買取りの決定を行うための基準を定める件	五44	五九
八	新設分割設立銀行の株式の他の金融機関又は銀行持株会社等による取得で当該新設分割設立銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な事項として金融庁長官及び財務大臣が定める件	五44	五九
九	新設分割設立金融機関等の株式の他の金融機関等又は特定持株会社等による取得で当該新設分割設立金融機関等の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な事項として金融庁長官及び財務大臣が定める件	五44	五九
一	中小企業等協同組合法施行規程の一部を改正する告示	三一70	一三
	○金融庁、厚生労働省、財務省、経済産業省		
一	優先株式等の引受け等に係る資金援助に関し、合併等の円滑な実施のために必要な範囲を超えないこと等に関する基準を定める件	五44	五九
二	預金保険機構が資金援助等に係る組織再編成の承認を行うための基準を定める件	五44	五九
三	特定優先株式等の引受け等に係る特定資金援助に関し、特定合併等の円滑な実施のために必要な範囲を超えないこと等に関する基準を定める件	五44	六〇
四	預金保険機構が特定資金援助等に係る組織再編成の承認を行うための基準を定める件	五44	六〇
	○金融庁、厚生労働省、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省		
一	中小企業等協同組合法施行規程の一部を改正する告示	三一70	一三
	○金融庁、財務省、厚生労働省、経済産業省		
一	優先株式等の引受け等に係る資金援助に関し、合併等の円滑な実施のために必要な範囲を超えないこと等に関する基準を定める件	五44	六一
二	預金保険機構が資金援助等に係る組織再編成の承認を行うための基準を定める件	五44	六一
三	特定優先株式等の引受け等に係る特定資金援助に関し、特定合併等の円滑な実施のために必要な範囲を超えないこと等に関する基準を定める件	五44	六一
四	預金保険機構が特定資金援助等に係る組織再編成の承認を行うための基準を定める件	五44	六一
	○金融庁、財務省、経済産業省		
二	株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件	二八67	一六〇
	○金融庁、厚生労働省		
三	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第五条第四項の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資についての同項の主務大臣が定める率を定める件の一部を改正する件	五44	六一
四	労働金庫法施行規則第九十七条第二項の規定に基づき労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件	二八67	一六〇
五	労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件	二八67	一六一